

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成30年3月14日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

（1）株式会社高島屋

代表取締役社長 木本 茂

大阪市中央区難波五丁目1番5号

（2）阪急不動産株式会社

代表取締役社長 諸富 隆一

大阪市北区角田町1番1号

（3）京阪ホールディングス株式会社

代表取締役社長 加藤 好文

大阪府枚方市岡東町173番地の1

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高島屋京都店

京都市下京区四条河原町西入真町52番地

（2）変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の 店舗面積の合計	47, 837m ²	49, 539m ²

駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 931台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 958台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 359台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 468台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書添付図面記載のとおり 面 積 1, 872m ²	位 置 届出書添付図面記載のとおり 面 積 1, 914m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書添付図面記載のとおり 容 量 220. 8m ³	位 置 届出書添付図面記載のとおり 容 量 235. 7m ³
大規模小売店において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前6時 閉店時刻 翌午前0時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前5時30分から翌午前0時30分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

平成31年8月31日

3 届出年月日

平成30年2月20日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成30年3月14日（水）から同年7月17日（火）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成30年7月17日（火）

（産業観光局商工部商業振興課）